

食品安全委員会プリオン専門調査会

第125回会合議事録

1. 日時 令和5年9月7日(木) 10:00~10:45

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

(1) ドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

眞鍋座長、今村専門委員、岩丸専門委員、斉藤専門委員、佐藤専門委員、高尾専門委員、中村優子専門委員、福田専門委員、横山専門委員

(食品安全委員会)

山本委員長、脇委員

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、前間評価第二課長、寺谷評価調整官、水野課長補佐、小財評価専門官、岡田技術参与

5. 配付資料

資料 ドイツ評価書(案)

参考資料 食品健康影響評価について

「ドイツ及びフィンランドから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について」(令和2年5月13日付け厚生労働省発生食0513第1号)

6. 議事内容

○眞鍋座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第125回「プリオン専門調査会」を開催します。

最初に、事務局から現在の出席状況について報告をお願いします。

○水野課長補佐 事務局の水野でございます。

先生方におかれましては、お忙しい中、会議に御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は、ウェブ会議システムを併用した形で公開で開催をしております。

また、本専門調査会の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにて動画配信を行っております。

なお、内閣府において、5月1日よりクールビズを実施しておりますので、御理解、御協力のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議につきましては、9名の専門委員に御出席いただいております。佐藤専門委員は後ほどお入りになる予定になっております。

欠席の専門委員は中村桂子専門委員、花島専門委員でございます。

食品安全委員会からは山本委員長、脇委員が御出席です。

本日はウェブ会議形式を併用して行いますので、会議を始める前にウェブ会議形式で御参加いただく方への注意事項を簡単に御説明させていただきます。

発言者の音質向上のため、発言しないときはマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

御発言いただく際ですけれども、こちらの挙手カードを御提示いただくか、ウェブ会議画面上の挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。

発言の最後に「以上です」と御発言いただき、マイクをオフとしてください。

音声接続不良や通信環境に問題がある場合は、カメラをオフにすることですとか、再入室により改善する場合もございます。マイクが使えない場合はウェブ会議システムのメッセージ機能によりお知らせください。全く入室できなくなった場合には、事務局までお電話をいただきますようお願いいたします。

以上がウェブ会議における注意事項となります。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

では、引き続きまして、事務局から本日の資料の確認、それから、食品安全委員会における調査審議方法等についての確認をお願いします。

○水野課長補佐 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、議事次第、専門委員名簿のほかに、ドイツの評価書（案）、それから、参考資料として食品健康影響評価について、それから、机上配布資料を1枚お配りしております。議事次第、専門委員名簿のほかに資料が3点となっております。

配付資料の不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告をいたします。本日の議事について、事前に専門委員の先生方から御提出いただい

た確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の(1)に規定する調査審議等に参加しないこととなる事項に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

御提出いただきました確認書について相違ございませんか。

では、議事を進めたいと思います。

議事(1)の「ドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について」です。

これまでの経緯につきまして、簡単に振り返らせていただきたいと思います。

参考資料を御準備ください。本件に関しましては、令和2年5月13日付で厚生労働省からドイツ及びフィンランドから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価についての諮問を受け、その後、令和2年6月5日に開催しました第118回プリオン専門調査会において、厚生労働省から諮問内容及び、ドイツ及びフィンランドにおけるBSE対策の経緯等について説明をいただきました。

それに引き続き、御審議いただきました結果、これら2か国から輸入される牛肉等の月齢制限については、国際的なBSEの発生状況やEUのリスク管理状況に鑑みまして、最初から月齢条件なしとしてリスク評価を進めるということで先生方の御賛同をいただいております。

この評価方法に従いまして、ドイツに関する評価書の案を起草委員の先生方をお願いしてまとめていただいております。事務局から評価書の案について説明をお願いいたします。なお、フィンランドについては、第119回プリオン専門調査会において評価書(案)を取りまとめていただき、その後、令和2年12月15日付でリスク管理機関へ評価結果を通知して、一応済んでいるということになります。

なお、令和4年12月23日より実際にフィンランドからの輸入が解禁されております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○水野課長補佐 それでは、資料のドイツ評価書(案)と参考資料を御用意いただければと思います。評価書(案)のほうの御説明をさせていただきます。「プリオン評価書(案)ドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価」を御覧ください。

まず初めに、1ページ目の目次を御覧いただければと思います。構成といたしましては、これまで取りまとめていただきました輸入牛肉等の評価書と基本的には同様のものとなっております。Ⅰ.が「背景」として評価の背景と諮問事項を記載しております。Ⅱ.が「評価の考え方」になりまして、1.が牛の肉と内臓、2.がめん羊及び山羊の肉と内臓となっております。Ⅲ.が「リスク管理措置の点検(牛)」になりまして、Ⅳ.が「リスク管理措置の点検(めん羊及び山羊)」になっております。Ⅴ.が「食品健康影響評価」となっております。

続きまして、6ページをお開きください。こちらは「I. 背景」ということで記載をしております。こちらには最初に、BSE発生の経緯とドイツから輸入される牛肉等に関する厚生労働省のほうで講じている規制措置や評価の経緯を記載しております。

11行目からのパラグラフにつきましては、ドイツからの牛の肉などを2001年1月に、めん山羊の肉などを2001年4月に輸入を停止したこと、それから、14行目からが本評価の対象となる諮問事項、ドイツから輸入される牛肉等に係る月齢制限及び特定危険部位の範囲を設定した場合のリスクについて、厚生労働省から評価の要請があったことから、食品健康影響評価を取りまとめた旨が記載をされております。

1ページめくっていただきまして、7ページからでございます。こちらには厚生労働省からの諮問内容が記載をされております。諮問事項の(1)①ですけれども、月齢制限について、現行の「輸入禁止」から「30か月齢以下」とした場合、「輸入禁止」から「月齢制限なし」とした場合の両方について諮問をされております。

②がSRMの範囲としまして、現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸、30か月齢超の頭部並びに脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスクを比較することについて諮問をされております。

(2)はめん羊及び山羊の肉及び内臓について、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を、12か月齢超の頭部及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したもの」とした場合のリスクを比較することについて諮問をされております。

続きまして、8ページを御覧ください。こちらは「II. 評価の考え方」になります。

1. が「牛の肉及び内臓について」となっております。

11行目を御覧いただければと思いますけれども、輸入牛肉等の月齢制限の撤廃に関する評価に関しましては、食品安全委員会は、2019年1月に、米国、カナダ、アイルランドから輸入される牛肉等について、「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値(30か月齢)を引き上げた場合のリスク」に関する食品健康影響評価、以下「2019年1月評価」と呼ばせていただきますが、こちらを19行目以降の(1)のところにそのまま引用をしております。

こちらの22行目の図2に関しましては、高尾専門委員から御意見をいただいておりますので、こちらは後ほど御説明をさせていただきます。

10ページに参ります。1行目から(2)ドイツから輸入される牛肉等に関する評価の考え方について記載をしております。ここでは以前の調査会で御審議いただきましたとおり、ドイツから輸入される牛肉等の月齢制限については、輸入条件なしとした場合のリスク評価を行うこと、また、現時点において定型BSE感染牛における異常プリオンたん白質の分布に関する感染実験等の新たな知見、また、vCJDの発生状況、疫学情報に係る知見について、2019年1月評価の判断に影響を与えるような新たな知見は確認されていないということを踏まえ、記載をしているものとなっております。

また、めん山羊の肉及び内臓に関する評価につきましては、11行目から記載をしております。

ます。これまでの輸入のめん羊及び山羊の評価と同様に、2016年1月に実施をいたしましためん羊及び山羊のBSE対策の見直しに係る食品健康影響評価に準じて評価を行う案となっております。

続きまして、14ページを御覧ください。ここからは牛に係る「リスク管理措置の点検」となっております。

1. ですけれども、国際的な基準及び各国（ドイツを含む）の対策の概要としまして、こちらには主要なリスク管理措置である飼料規制とBSEサーベイランス、あとSRMについて、諮問事項にもあります国際的な基準であるWOAHコードの規定と、EUを含めた各国の規制の概要が記載をされております。

ドイツはEUの加盟国になりますので、飼料規制等のBSE関連規制は全てEU規則を遵守しているということになっております。

前回の調査会にて、本年5月にWOAH総会において改正BSEコードが採択されたことを御報告させていただいたところですが、今回、改正に伴う変更点についてそれぞれの項目について記載をしております。

具体的に、14行目からになりますが、(1)の飼料規制では、反すう動物由来の肉骨粉等が反すう動物に給与されていないといったことを無視できる、または管理されたBSEリスクの国の認定要件としていることは同様ですが、ただし書きとしまして、国の畜産業の実態から、反すう動物が反すう動物由来飼料を給与されていないといったことが担保できる場合には、公的な飼料規制は不要であるとしていることを記載しております。

続いて、23行目の(2)BSEサーベイランス体制では、これまでアクティブサーベイランスの要件化やポイント制をやめて、臨床徴候を有する全月齢の牛を対象としたサーベイランスへ変更されたことを記載しております。

32行目からの(3)SRMに関しましては、次のページに行ってくださいまして、15ページの2行目からになりますが、一部のSRMの定義が変更されましたが、無視できるリスクの国に対する規定に変更はない旨を記載しております。こちらの飼料規制とサーベイランス、SRMの対策の概要を16ページ以降に表2、表3、表4とそれぞれまとめております。なお、表3と表4につきましては、WOAHコードの改正前と改正後についても分けて記載をしております。

続きまして、19ページをお開きください。こちらは、まずドイツにおける「生体牛のリスク」に係る措置についてになります。

4行目から(1)侵入リスク、①生体牛につきましては、ほかのEU加盟国と同様に、初期の頃は英国やポルトガルからの生体牛の移動が禁止されておりましたが、現在では輸出国のBSEステータスの分類に応じた輸入条件が適用されております。

16行目以降が②肉骨粉等になりますが、2001年1月からはEU域外のいかなる動物由来たん白質のEU域内への輸入が禁止をされましたが、現在はEU規則に基づき、動物性副産物の取扱いはカテゴリーごとのリスクに応じた管理措置が実施をされております。こちらのカ

テゴリーの具体的な内容については、下の脚注9として記載をさせていただいております。

続きまして、20ページをお開きください。こちらが（2）国内安定性（国内対策の有効性の評価）になっております。①の飼料規制につきましては、2001年以降はEU規則に基づき原則全ての家畜用飼料に動物由来たん白質の使用を禁止するという措置を講じておりましたが、2021年にEU規則が改正をされまして、交差汚染防止措置を取るなどの一定条件下で鶏由来加工たん白質を豚へ給与すること、豚由来加工たん白質を鶏へ給与することが可能となっております。

続きまして、12行目、②SRMの処理及び利用実態になりますが、SRMの範囲については、EU規則と同様となっております、除去したSRMは最終的に焼却または埋却されることとなっております。

続いて、20行目からが③レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策です。両施設において、EU規則に基づいた交差汚染防止対策が講じられております。なお、25行目からの飼料に関するEU規則改正については、①の記載と同様となっております。

続きまして、30行目が④レンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況についてです。こちらは州の所管機関が定期的にレンダリング施設に対して立入検査を行っておりまして、施設設備ですとか従業員の衛生状態、またHACCP等に関する点検といったものを実施しております。

2011年から2021年まで、11年間の立入検査の結果を22ページの表5に記載をしております。こちらの内容につきましては、立入検査が行われましたレンダリング施設数が延べ266施設ございますけれども、このうち牛を含む反すう動物用飼料への反すう動物由来たん白質の混入事例などの禁止物質等混入事例といったものは認められておりません。

続いて、21ページの6行目からになりますが、飼料工場に対しましては、立入検査によってレンダリング施設と同様の項目について確認が行われております。また、それに加えて、飼料に関するサンプリング検査を実施しておりまして、顕微鏡検査及びPCRによって動物由来たん白質混入の有無を、質量分析法によって肉骨粉混入の有無などを調べております。

2011年から2021年までの11年間の立入検査とサンプリング検査の結果を同じく22ページの表6と表7に記載をしております。立入検査が行われた飼料工場が延べ2万3627施設、このうち不適合事例が確認された施設が26施設、それから、サンプリング検査については3万1291件実施をしておりまして、26件の不適合事例が確認をされておりますが、不適合の内容としましては、非反すう動物やペット用飼料への魚粉の混入ですとか、養魚用飼料への動物由来たん白質の混入などによるもので、禁止物質等混入事例が認められた施設はございませんでした。

続きまして、23ページを御覧いただければと思います。こちらは（3）BSEサーベイランスの概要となっております。4行目以降がドイツが実施しているアクティブサーベイラ

ンスの記載になりまして、ドイツでは健康と畜牛のBSE検査については、2015年4月に廃止をされております。

次のページ、24ページに表8としまして、ドイツの各年のBSEサーベイランス頭数をお示ししております。

続いて、25ページをお開きください。(4) BSE発生状況となっております。①の発生概況になりますが、ドイツでは、1992年に英国から輸入された牛で初めてBSE検査陽性牛が確認をされ、その後、2000年11月にドイツ産の牛で初めてBSE陽性検査牛が確認をされております。2001年の125頭をピークに、合計で422頭のBSE検査陽性牛が確認をされておまして、このうち10頭はドイツ以外からの輸入牛となっております。また、BSE検査陽性牛のうち6頭が非定型BSEとなっております。

続きまして、同じく25ページの11行目からが②出生コホートの特性となっております。出生年別のBSE検査陽性牛の頭数につきましては、次の26ページの図3にお示ししております。また、2001年1月、飼料規制強化後に生まれた定型BSE検査陽性牛を表9にまとめております。図3になりますけれども、定型BSE検査陽性牛の出生時期については1996年が最も多くなっておりまして、完全な飼料規制が実施された2001年1月以降に生まれた定型BSEの陽性牛は合計2頭、こちらは表9に示すとおりとなっております。2001年5月に生まれた1頭を最後に、これまで22年間に生まれた牛に定型BSEの発生は確認をされておりません。

続きまして、27ページを御覧いただければと思います。ここからが「食肉処理に関連したリスク」に係る措置となっております。

4行目から(1) SRM除去、①SRM除去の実施方法等になりますが、脊髄の除去は、背割り後に主に吸引器を用いて行われております。SRMが適切に除去されていることは検査官が目視によって確認をしております。

14行目からになりますが、月齢の確認については、耳標とトレーサビリティのデータベースによって行うこととなっております。

続きまして、17行目からが②SSOP、HACCPに基づく管理となっております。こちらは全てのと畜場及び食肉処理施設において、衛生的なSRMの除去のためのSSOP、HACCPが導入をされていることが義務づけられております。2019年から2021年までの間にSRM除去に関する遵守が不十分であった事例は確認をされておりません。

続いて、24行目からが(2) と畜処理の各プロセスとなっております。①と畜前検査についてです。と畜場に搬入される全ての牛について、健康状態を獣医官が目視によって確認し、BSEを疑う症状が見られた場合にはと畜禁止としております。

続いて、35行目が②スタンニング、ピッシングとなっておりますが、空気噴射を伴う圧縮空気スタンガンの使用及びピッシングについては、EU規則に基づき禁止をされております。

以上がリスク管理措置の点検結果の概要となっております。

続く29ページから31ページにかけては、BSE対策の点検表となっております、今御説明した内容に基づいてチェックをつけているといった状況となっております。

続きまして、32ページ、「IV. リスク管理措置の点検（めん羊及び山羊）」についてでございます。めん羊及び山羊についても、基本的にはEU規則を遵守しているということになっております。

3行目、(1) 国内安定性及びサーベイランスにつきまして、EU規則に基づき、SRMの定義以外の規制については、牛と同様となっております。

次のページの33ページには、表11としまして、BSEサーベイランスの結果をお示しております。こちらは陽性頭数に関してはスクレイパーでありまして、BSEに関しては、ドイツではめん羊、山羊ともに確認をされておられません。

続きまして、34ページが2. 「食肉処理に関連したリスク」に係る措置になっておりまして、こちらもSRMの定義以外の規制については牛と同様になっているといったことを記載しております。

続いて、最後、35ページになりますが、こちらは結論部分となっております。「V. 食品健康影響評価」でございます。こちらの部分につきましては、これまでの輸入牛肉の評価書の審議と同様に、適宜主要な部分を読み上げさせていただきますので、内容の御確認をお願いいたします。

2行目から、「食品安全委員会プリオン専門調査会は、「II. 評価の考え方」に示す事項について検討し、以下のとおり整理した。」

5行目から、1. 牛の肉及び内臓について、(1) SRM除去等の食肉処理に関連した人のプリオン病のリスクにつきましては、「2023年8月末現在、「と畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば現在SRMとして設定されている範囲が不十分であることを示す知見はない」とした2019年1月評価における判断に影響を及ぼす新たな知見はない。」

続きまして、12行目(2) リスク管理措置の点検のうち、①「生体牛のリスク」に係る措置につきましては、14行目からは点検の内容を記載しておりまして、20行目から、ドイツでは、「飼料規制が強化された2001年以降に生まれた牛で2頭の定型BSE症例が確認されているが、2001年5月生まれの牛を最後に直近22年間に生まれた牛で定型BSEは確認されておらず、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に効果を発揮しているものと判断できる。」

続きまして、25行目、②「食肉処理に関連したリスク」に係る措置については、「SRM除去は、食肉へのSRMの汚染を防止する方法によって行われ、検査官が、現在SRMとして設定されている範囲が適切に除去されていることを確認している。と畜処理のプロセスとしては、と畜牛に対すると畜前検査が実施され、BSE臨床症状が疑われる牛はフードチェーンから排除される。」

結論が33行目からとなっております。「以上から、「食肉処理に関連したリスク」に係る

措置は適切に実施されていると判断できる。」

続きまして、36行目（3）BSEの人への感染リスクになります。

「ドイツにおいては、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に効果を発揮しているものと判断できるため、当該措置が現状と同等以上の水準で維持されている限りにおいては、今後も定型BSEが発生する可能性は極めて低いと推定できる。」

次の36ページの7行目からになりますが、「上記（2）②の点検結果に記載のとおり、ドイツにおいては、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。」

10行目からがまとめとなっております。「上記に示すリスク管理措置の適切な実施に加え、2019年1月評価と同様に牛と人との種間バリアの存在も踏まえると、食品安全委員会プリオン専門調査会は、ドイツから輸入される牛の肉及び内臓の輸入条件について、「①月齢制限を現行の「輸入禁止から「月齢条件なし」とし、②SRMの範囲を現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸、30か月齢超の頭部並びに脊髄及び脊柱」とした場合のリスク」に関し、そのSRMの範囲を諮問のとおり設定したとしても、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによるvCJD発症の可能性は極めて低いと考える。なお、非定型BSEについては、「定型BSEに対して実施されるものと同様の適切なリスク管理措置を前提とすれば、牛肉及び牛の内臓（SRM以外）の摂取に由来する非定型BSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いものとする」とした国内評価における見解に影響を及ぼす新たな知見はない。」

27行目からが（4）評価結果となっております。

「ドイツから輸入される牛の肉及び内臓について、①月齢制限を現行の「輸入禁止」から「月齢条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。また、②SRMの範囲を現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸、30か月齢超の頭部並びに脊髄及び脊柱」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。

本評価結果は、現在実施されているリスク管理措置を前提としたものである。そのため、リスク管理機関は、特に各国における飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及びSRM除去の規制状況について継続的に情報を収集する必要がある。」

続きまして、37ページに行きまして、こちらが2. めん羊及び山羊の肉及び内臓についての評価結果となっております。

「現時点では、めん羊及び山羊におけるBSEの発生が、英国及びフランスで確認された飼料規制強化前に出生した山羊の2例のみであること、BSEの感染源及び感染経路を踏まえると、めん羊及び山羊におけるBSEリスク管理措置として、飼料規制が極めて重要と考えられる。このため、現行の反すう動物に対する飼料規制の実効性が維持されることを前提とし、めん羊及び山羊におけるBSEのヒトへの感染リスクを踏まえると、ドイツに関しては、めん羊及び山羊の肉及び内臓に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症は考え難い。

したがって、諮問内容のうち、めん羊及び山羊の肉及び内臓の輸入条件に関して、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を、12か月齢超の頭部及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したもの」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。

本評価結果は、現在実施されているリスク管理措置を前提としたものである。そのため、リスク管理機関は、特に各国における飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及びSRM除去の規制状況について継続的に情報を収集する必要がある。」としております。

評価書（案）の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○眞鍋座長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から評価書（案）について丁寧に説明いただいたところですが、この件で1件、起草委員の高尾先生から図をより分かりやすく差し替えたらどうだという御提案がございますので、高尾先生からその御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○高尾専門委員 高尾でございます。お時間を取っていただきありがとうございます。

今、御説明をいただいた評価書の中で8ページ以降の評価の考え方を分かりやすくするために、11ページに図2という絵があります。もともと図2の絵は、以前の状況と現状に関して、生体牛のリスクと食肉処理に関連したリスクを掛け合わせることで全体のリスクとなるという基本的な考え方によってできています。ここで、食肉処理に関連したリスクというのは変わらないので、現状において生体牛のリスクが下がったことで全体のリスクが下がったのだという概念図であります。この評価書の内容が変わるということではなく、この図自体において私が気になったのは、赤い枠の大きさが違ったりとか、字の大きさも違うなど、一見するとそれらの違いに意味があるのかと誤解を与えたと考えました。そして、できるだけ見てすぐに理解できる図がよいと考え、修正を提案させていただいた次第です。

以上です。よろしくお願いたします。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

この図の改変につきまして、高尾先生からの御提案を踏まえた起草委員における検討状況について、事務局から説明をお願いします。

○水野課長補佐 御説明をさせていただきます。机上配布資料と、評価書（案）の11ページをお開きいただければと思います。

机上配布資料につきましては、高尾先生から御提案いただいた内容ということで、こちらを起草委員の先生方に御検討いただきまして、現在の案を11ページの図2として挿入させていただいております。主な変更点につきましては、高尾先生より御説明をいただいたところですが、そちらに加えて、もうちょっと細かいところになりますが、生体牛のリスクといったところに記載をしていた「例」という表現を、発生している「状況」といった形にしておりまして、あと、右側の食肉処理に関するリスクの記載内容を整理しまして、

リスク管理措置の後にSRM除去といったところを括弧書きで入れるといった形で記載を整理しまして、生体牛のリスクは大幅に低下といった文言を枠外に移して見やすくしているというような形になっております。

先ほども御説明いただきましたとおり、分かりやすくするために構成などを整理したという状況になっております。

以上です。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

そのほかの起草委員の先生方、何か説明の補足とかがございましたら、お願いいたします。特によろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

では、ただいま御説明いただきました評価書の案について、図の改変も含めて、ほかの委員の先生方から何か御意見、コメント、あるいは質問などがございましたらお願いしたいと思います。特段ございませんでしょうか。

山本先生。

○山本委員長 山本です。高尾先生、どうも御提案ありがとうございました。御提案によって大変分かりやすい図になったと思っております。この改変が皆さんの理解を深めることを期待しております。どうもありがとうございました。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ほかに先生方からコメントあるいは御意見、質問はございませんか。

中村先生。

○中村優子専門委員 評価書（案）の取りまとめ、ありがとうございました。読ませていただきまして、結論部分等々、同意させていただきたいと思っているのですが、1点、今回の評価書では、今年度、以前のOIE、現在のWOAHでの改正があったことを受けて、恐らく各国で少し管理体制に変更が今後出るということを想定されていると思うのですが、例えば37ページ目の13行目、現在実施されているリスク管理措置を前提としたという文言が何か所か入っていたかと思えます。実際に既にドイツというより、この場合はEUに関して、近々こういったところで改正があるかどうかという情報を既にお持ちなのかどうかと、あと、その情報を積極的に情報収集する必要があるというような表現をされているのですが、事前にそういったことを変更する場合には、相手国から日本に対して通知をしてほしいと、そういった情報漏れがないような、担保するようなことを評価書（案）に加えたほうがいいのかどうか。できるのであればそういったことをしておいたほうがいいのかと感じたのですが、そういった点を教えていただけますでしょうか。

○眞鍋座長 事務局からこの件につきまして何かございますか。

○水野課長補佐 現状でまだEU規則等、ほかの米国、カナダなども含めて変わっているという状況は、現時点では持ち合わせていないのですが、先生がおっしゃったよう

に、評価書（案）に書き加え、そういったことを積極的に収集するような手段を追加するかどうかといったところにつきましては、先生方の御意見を踏まえてお伺いできればと思っております。

○眞鍋座長 今、中村先生から御提案いただいた若干の書き換えと申しますか、書き加えと申しますか、そういったことについてほかの先生方から何か御意見、お考えはありますか。

中村先生、よろしいですか。

この件、一番最初に説明しましたように、かなり以前にドイツの評価書の案をつくってちゃんと諮問機関に返さないといけないというのがあったのですが、その後、WOAHが若干変更するんだということでは延びてきたところがあるのです。中村先生がおっしゃったように、今後実際に現場でどういうふうにするかということについては、まだ不明瞭な点があるかと思っておりますので、できればその辺り、ちゃんとドイツからも変更するんだよということがあったら、私たちが調べるというだけではなくて、ドイツの当局のほうからも一言ちゃんと返事を頂戴ねという表現は加えたほうがいいのかと思っておりますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

ほかに御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま事務局から説明がありましたドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に関する評価結果につきまして。

○水野課長補佐 申し訳ございません。事務局ですけれども、確認をさせていただきたいのですが、今、中村先生がおっしゃった御趣旨を評価書（案）のほうに加えるというような形でよろしかったでしょうか。

○眞鍋座長 加えるということで、この後、全体として同意をいただいた後、若干の変更につきましては、もし可能でしたら評価書（案）の起草委員と座長との間で原案を練って、それで了解いただけたらと思うのですけれども。

○水野課長補佐 承知いたしました。申し訳ございません。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○眞鍋座長 それでは、大筋としまして、月齢制限を「条件なし」及び必要なSRMの範囲を設定した上で、人へのリスクは無視できるとする今回説明いただきました評価書（案）については御同意いただけますでしょうか。

先生方、すみませんけれども、同意のときはブルーの。

（専門委員同意）

○眞鍋座長 ありがとうございます。

同意が得られましたので、大筋としては、原案に今後若干の手を加える。それで、中村先生から御指摘いただいた事項につきましては、若干の修正が必要かと思っておりますけれども

も、この点につきましては、座長のほうに一任をお願いできますでしょうか。よろしいでしょうか。

(専門委員同意)

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

それでは、若干の修正等につきましては、また後日、連絡させていただくことにしまして、予定されていた議事については一応議論が終わりました。

議事の(2)その他につきましては、事務局から何か説明はございますか。

○水野課長補佐 特にございません。

次回につきましては、日程調整の上、お知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

○眞鍋座長 どうもありがとうございました。本当にお忙しい中、お時間をいただき助かりました。

本日の議題は以上でございます。どうもありがとうございました。